

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上市町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいる事を宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上市町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	本事務は、国民年金法等に基づく、届書の受理・報告、裁定請求の受理、障害基礎年金請求等の受理、保険料免除・学生納付特例に係る届書・申請の受理、その他の法定受託事務である。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 被保険者の資格管理 ② 日本年金機構への異動報告・所得情報提供などの進達事務 ③ 個人番号が記載された請求書等の受理・進達 ④ その他上記に関連する事務
③システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(31の項)並びに国民年金法第12条等 番号法別表第一の主務省令を定める事務を定める命令第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上市町総務課 情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒930-0353 富山県中新川郡上市町法音寺1番地 電話番号:076-472-1111 FAX:076-472-1115

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>] 接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月27日	I-1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	① 被保険者の資格管理 ② 日本年金機構への異動報告・所得情報提供などの進達事務	① 被保険者の資格管理 ② 日本年金機構への異動報告・所得情報提供などの進達事務 ③ 個人番号が記載された請求書等の受理・進達 ④ その他上記に関連する事務	事後	
平成29年3月27日	I-1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー	国民年金システム 宛名管理システム	事前	
平成29年3月27日	I-3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(31の項)並びに国民年金法第12条等	番号法第9条第1項 別表第一(31の項)並びに国民年金法第12条等 番号法別表第一の主務省令を定める事務を定める命令第24条の2	事後	
平成29年3月27日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する。	実施しない。	事前	
平成29年3月27日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報照会の根拠] (47, 48の項)	(空欄)	事前	
平成29年4月1日	I-5評価実施機関における担当部署(②所属長)	町民課長 堀内英一	町民課長 酒井紀明	事後	人事異動による変更
平成29年7月3日	II-1しきい値対象人数、2取扱人数(いつ時点の計数か)	平成29年3月1日	平成29年4月1日	事後	定期的な見直しによるもの
平成30年7月2日	I-5評価実施機関における担当部署(②所属長の役職)	町民課長 酒井紀明	町民課長	事後	様式の変更によるもの
平成30年4月2日	II-1しきい値対象人数、2取扱人数(いつ時点の計数か)	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	定期的な見直しによるもの
平成31年1月1日	IVリスク対策	—	(追加様式)	事後	様式の変更によるもの
平成31年4月1日	II-1しきい値対象人数、2取扱人数(いつ時点の計数か)	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	定期的な見直しによるもの
令和3年3月1日	II-1しきい値対象人数、2取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日	令和3年3月1日	事後	定期的な見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅱ-1しきい値対象人数、2.取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年3月1日	令和3年9月1日	事後	定期的な見直しによるもの